

多摩市男女平等参画推進審議会市民委員募集・選考要領

令和7年12月22日決定

くらしと文化部平和・人権課平和・人権・男女平等参画担当

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年4月1日から令和10年3月31日を任期とする多摩市男女平等参画推進審議会の市民委員（以下「市民委員」という。）の募集にあたり、多摩市女と男の平等参画を推進する条例施行規則（平成25年規則第68号）第3条第1項第2号に掲げる、公募による市民の選考方法、基準その他必要な事項について定めるものとする。

(公募の方法等)

第2条 募集告知は、たま広報（令和8年2月5日号）及び多摩市公式ホームページにより行う。

- 2 募集期間は、令和8年2月2日から令和8年2月24日までとする。
- 3 募集人数は、2人とする。

(応募の資格・方法等)

第3条 市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、18歳以上で、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 多摩市に住所を有すること。
 - (2) 多摩市に存する事務所又は事業所に勤務していること。
 - (3) 多摩市に存する大学・専門学校に在学していること。
- 2 応募者は、小論文（600字程度。テーマ「多摩市のこれからの男女平等参画推進について」）を提出するものとする。
- 3 応募者は、次に掲げる事項を申込書に記載し、市長に提出しなければならない。
- (1) 現住所
 - (2) 氏名（ふりがな）
 - (3) 生年月日
 - (4) 性別（自認している性）
 - (5) 職業
 - (6) 電話番号（昼間の連絡先を含む。）
 - (7) 男女平等参画推進（女性問題の解決、性の多様性など）に関する学習や活動等について略歴があれば記載
 - (8) Eメールアドレス（多摩市公式ホームページ内インターネット手続きの応募者のみ）
 - (9) 第1項第2号に該当する者にあっては、勤務する事務所又は事業所の名称と所在地、同項第3号に該当する者にあっては、在学する学校の名称と所在地。ただし、市の区域

内に住所を有する者は記載不要とする。

4 応募書類は、次の各号のいずれかの方法により、公募期間内にくらしと文化部平和・人権課平和・人権・男女平等参画担当に到達したものを收受する。

- (1) 応募者本人の持参又は代理人の持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 多摩市公式ホームページ内インターネット手続きによる応募
(資格審査・採点手順)

第4条 提出された応募書類については、予め事務局で資格審査を行う。

2 資格審査後に、選考委員により採点基準に基づき採点を行う。

3 採点の際は応募者の氏名等は明示せず、任意の番号を付し採点する。
(選考委員)

第5条 選考委員は、くらしと文化部長を委員長とし、文化・生涯学習推進課長、スポーツ振興課長、平和・人権課長の4人をもって構成する。ただし、選考委員（委員長を除く。）が欠けた場合には、委員長が指定する者を選考委員とすることができる。

(選考及び採点基準)

第6条 市民委員に応募した者で、かつ、第3条第1項に掲げる資格要件を備えている者より提出された小論文については、選考委員が以下の評価項目について評価を行い、各項目の素点を集計する。集計の際、評価項目のうち「男女平等・男女共同参画の理解」及び「生活者の視点」については、それぞれの素点に2を乗じて集計する。

【評価項目】

- (1) 伝達性（誤字・脱字がなく、わかりやすいか。）
- (2) 構成力（論文として論理的な展開となっているか。）
- (3) 男女平等・男女共同参画の理解（男女平等・男女共同参画の推進等の必要性について理解や関心があるか。）
- (4) 生活者の視点（生活者の視点からの課題認識や提案があるか。）

【評価と素点】

- (1) 特に良い（A）：4点
- (2) 良い（B）：3点
- (3) 普通（C）：2点
- (4) もう少し（D）：1点

2 小論文の得点集計の結果が96点満点のうち、48点以上の者を市民委員候補者とする。

3 論文の採点にあたっては、応募者の氏名等を除いた論文をもって採点し、採点表（第1号様式）に選考委員が記載する。

(選考の方法)

第7条 市長は、市民委員に応募した者で、かつ、第3条第1項に掲げる資格要件を備え

ている者のうちから、次に掲げる事項を総合的に判断して市民委員の選考を行うものとする。

(1) 論文評価結果及び記載要件

(2) 多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則（平成16年規則第54号）第16条の委員選任に関する規定

2 市長は、応募した者の数が第2条第3項の募集定員（以下「募集定員」という。）以下のときは、前項の規定によらず、市民委員の選考を行うことができるものとする。

3 市長は、前2項の規定により選考した者の数が募集定員に満たない場合において、当該満たない数の市民委員を選考するときは、公募以外の方法により市民委員を選考することができるものとする。

（選考結果の報告）

第8条 委員長は、市民委員選考後、速やかに選考の結果を、書面により決定し市長に報告するものとする。

（結果の通知）

第9条 市長は、前条の規定により市民委員を選考したときは、速やかに公表し、かつ、応募した者全員に書面で通知するものとする。

（文書の管理）

第10条 第3条第2項及び第3項の規定により提出された書面及び小論文（以下「書面等」という。）については、これを返還しない。

2 書面等の保存年限は、書面等を提出した日の属する年度の翌年度4月1日から起算して10年間とする。

（委任）

第11条 この要領に掲げるもののほか必要な事項は、くらしと文化部長が別に定める。

第1号様式（第6条関係）

多摩市男女平等参画推進審議会
公募市民委員選考評価採点表

令和 年 月 日

選考委員 職・氏名 _____

論題：「多摩市のこれから男女平等参画推進について」

応募 市民	評価する事項（下の※印を参照）				計
	(1)	(2)	(3)	(4)	
1番	()	()	() × 2	() × 2	
2番	()	()	() × 2	() × 2	
3番	()	()	() × 2	() × 2	
4番	()	()	() × 2	() × 2	
5番	()	()	() × 2	() × 2	

※ 各項目についてそれぞれ評価し点数を記入してください。

※ 評価する項目のうち(3)～(4)については、合計する際、点数に2を乗じて集計してください。

【評価と素点】

特に良い（A）=4点

良い（B）=3点

普通（C）=2点

もう少し（D）=1点

【評価項目】

- (1) 伝達性（誤字・脱字がなく、わかりやすいか。）
- (2) 構成力（論文として論理的な展開となっているか。）
- (3) 男女平等・男女共同参画の理解（男女平等・男女共同参画の推進等の必要性について理解や関心があるか。）
- (4) 生活者の視点（生活者の視点からの課題認識や提案があるか。）